小田原市報

第19号

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
小泉重雄
印刷人
石橋貞吉
定價一部三圓

米国国旗及び国際連合旗取扱い上の注意事項

先般、総司令部から米国国旗及び国際連合旗の取扱いについて県知事宛、次のような通達がありましたのでお知らせしますから間違いのないよう御注意下さい。

「個人や団体が米国国旗及び国際連合旗の複製を利用し、それらの旗の上に言葉、図案或いは文字などを入れた事例が見受けられる。このことは当該各旗の使用に関する規則により特に禁止されている。かかる規則を知らないでこれらの旗に対して侮辱を加えないよう」

「米国々旗及び日本国々旗を一諸に掲揚し、又は示すことが望ましく、またそれが適当な場合には両国の関係規則に従つてこれを行うことが出来るが、その場合には、同じ大きさの旗を同じ高さにそして向つて左に米国々旗を、右に日本国々旗を掲揚し、または示すようにしなくてはならない。」

税務

固定資産課税台帳を是非御覧下さい

◇縦覧期間◇
昭和二十六年十月二十二日（月曜日）から
同年　十月三十一日（水曜日）まで
毎日午前八時三十分から午後五時まで
日曜日も縦覧出来ます

◇審査請求期間◇
昭和二十六年十月二十二日（月曜日）から
同年　十一月十日（土曜日）まで
右期間中日曜、祭日をのぞき執務時間中取扱います

前月号市報（九月二十日発行）で申上げましたが固定資産税（台帳主として評価額）の縦覧期間が右の通り決定致しました。

土地家屋及償却資産を所有の方は固定資産税に直接関係してきますので是非縦覧して下さい。来年一月の第三期分の徴税令書がでてから異議の申請書をだされてもどうにもなりません。

縦覧期間中に台帳を縦覧して評価額に対し異議があつた場合は文書で固定資産評価審査委員会宛、（小田原市役所内）に提出して下さい。同委員会は固定資産評価について唯一の異議処理機関です。固定資産所有者より異議の申請書を受理しますと委員会は二十日以内にこれを決定した結果を十日以内に申請者に通知することになります。

委員会の決定した額に不服があるときは県知事又は裁判所へ訴願又は出訴することもできます。詳細につき御不明の点は固定資産評価委員会又は市役所税務課固定資産税係に御照会下さい。

縦覧場所とその区域
(1)市役所本庁8番窓口
線、新玉、万年、幸、十字、中島、谷津、山王原網一色の地区
(2)足柄支所
町田、今井、荻窪、池上井細田、多古、蓮正寺、中曾根、飯田岡、堀之内小台、新屋、柳新田、府川、久所、北之窪、清水新田、穴部、穴部新田、久野の地区
(3)大窪支所
早川一円
(5)下府中支所
下府中一円
(6)桜井支所
桜井一円

なお、同期間中、九月十五日現在で調製の相模海区漁業調整委員会委員選挙人名簿も市役所8番窓口で縦覧に供します。漁民の方々にはこれも又大切な資格ですから必ず縦覧にきて下さい。そして有資格者である方が名簿から洩れていましたらすぐその場で登載を申し立てて下さい。

庶務

覆書該當者の指定取消発表

十月一日附で中央指定の覆書該当者の指定取消が発表されたが、本市関係者は左の通り。

陸軍関係
西城良吉　北村式

選管

基本選挙人名簿縦覧

併せて相模海区漁業調整委員會委員選擧人名簿も

九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を、来る十一月五日から十九日までの十五日間、毎日午前八時三十分から午后五時まで次の場所で縦覧に供します。

この選挙人名簿には資格要件を具えている限り登載されべきでありますから必ず、縦覧期間中にあなたの名前がのつているか、いないかを、たしかめて下さるよう御願いいたします。もしのつていない方は縦覧期間中に登載申立の手続きをとつて下さい。

(4)早川支所
板橋、風祭、入生田、水ノ尾旧大窪一円

統計

住宅統計調査

十一月一日現在で

今回神奈川県では来る十一月一日現在で県内に居住する全世帯につき昭和二十六年住宅調査を実施することになりました。最近著しい人口の増加に伴い、住宅困窮事情は益々その度を加える狀態にあるので、今後の住宅政策をはじめ、各種行政施策はこれまで基礎資料としていた昭和二十三年八月の総理府統計局の資料では、その後激変する経済事情等により信頼し得るものとして利用しがたいので、本調査を計画し現在の住宅事情の実態を把握し、正確な基本資料を得る目的をもつて実施することになつたのであります。

調査の方法

準備調査として十月二十八日、二十九日の両日調査員が各世帯を訪問して住宅所在地の番地、申告義務者、住宅の種類、世帯員の概数等を世帯員から聞いて照査表を作成し同時に調査趣意書と調査票を申告義務者にお渡しします。申告義務者はこの調査票に調査事項を記入し十一月一日より三日までの間に調査員が訪問したときこれを渡し調査員が自ら記入する事項について答えていただきます。

調査の範囲

十一月一日市内に居住する世帯全部について、住宅に居住すると否とに拘わらず世帯を構成しているもの又は建築中の住宅及び空家等につきすべてを対照として調査します。

この調査から除くものは進駐軍の接收家屋、刑務所のうち囚人の收容施設及びその收容人員等であります。

各世帯の申告義務者が調査票に記入する事項

一、住宅の種類
専用住宅、併用住宅、共同住宅、その他の住宅、下宿屋寮等、仮小屋、非住家、建築中のもの、空家等に区別して該当のものに○印をつけて下さい

二、建築の時期
昭和二十三年八月一日以前のもの、同二十三年八月二日より同二十四年八月一日までのもの、同二十四年八月二日より同二十五年十一月一日までのもの、同二十五年十一月二日以降の四種に区分されていますからその何れかに○印をつけて下さい。

三、所有の関係及び家賃
持家（敷地は自已所有か又は借地かに区分）借家給与住宅、間借に区別してその何れかに○印をつけて下さい。

四、住宅の延坪数と畳数
二階建の場合は二階も含めた延坪数とその総畳数を記入し、借家及び間借等は実際に使用している坪数と総畳数を記入します。この場合の畳数は実際に畳が敷いてなくとも寝室、食堂、書齊、応接室等は畳数に換算して（一畳未満切捨）記入して下さい。

五、居住人員の狀況について
世帯員全部につき世帯主との続柄、男女の別、満年令、一ヶ月分の実収入（税金その他会費等を除いた金額）を記入して下さい。

六、世帯員の勤め先
世帯員全部につき世帯主が遠いか、別居生活か、同居生活か、仮小屋非住家か、老廃朽か、宅地がないか、その他をお尋ねして調査票に記入します。

2. 住宅金融公庫を利用して家を建てたい希望があるか否か

3. 公営住宅に入居の希望があるか否か、入居の希望があるときは構造、家賃、部屋数、畳数等の希望をおききして記入します。

4. 居住人員の狀況について
世帯員全部につきその職業をきいて記入します。

以上のように調査する事項も広い範囲にわたり、申告義務者に対しては、立入つたこともお尋ねし手数を煩わすことになりますが、秘密の保持には万全を期し、御迷惑となるものには絶対に使用することはありませんから安心して事実をありのまま申告し、この調査の目的達成に御協力下さるよう切に御願いする次第です。

なおこの記事は調査のときのよい参考になりますから保存しておいてその時今一度御覧下さい。

以下は調査員が申告義務者にきいて記入します。

1. 世帯主又は家族の中で住宅に困つている人があるか否か、ある場合はその理由として立退請求か、家が狭いか、勤務地が遠いか、別居生活か、同居生活か、老廃朽か、仮小屋非住家か、老廃朽か、宅地がないか、その他をお尋ねして調査票に記入します。

観光

秋だ！一日の行樂は

清澄な秋空の下、すがすがしい光をあびた城址公園に丸々と太つた象の梅子さんと最近「お頂だい」をおぼえた愛嬌ものの熊さんが御子様連れの皆さんを喜んで迎えてくれます。

この公園のセンターにある野外劇場では、次々と皆様に喜ばれるスケジュールが組まれておりますから、一日の行樂を秋の城址でおすごし下さい。

◎バレー　平岡舞踊研究所
十月二十七日（土）午前十時三十分〜午後二時　二回

◎バレー　高田せい子　山田五郎　舞踊研究所
十月二十八日（日）午前十時三十分〜午後二時　二回

◎劇、踊、歌　野外劇場にて
映画に出ている子供達の青い鳥劇団
十一月三日（祭）午前十時三十分〜午後二時　二回

◎お笑い　野外劇場にて
まんがとんち教室　漫画大会
島田啓三先生外五名の先生によつて行われます。
十一月四日（日）午前十時三十分〜午後二時　二回

①まんがとんち問答
②しりとりまんが
③まんが競争

農産

不慮の災害から農家を救う農業共済組合

どうもお天気ばかりは思うようにならない。農家にとつて今年は台風の心配もなくやれ〳〵と胸撫で下すところだが、夏の陽でり続きで作物が、特に砂質の乾燥する地の陸稲などはことに惨憺たるものがあるか否か

及び空家等につきすべてを対照として調査します

この調査から除くものは進駐軍の接收家屋、刑務所のうち囚人の收容施設及びその收容人員等であります。

各世帯の申告義務者が調査票に記入する事項

一、住宅の種類
専用住宅、併用住宅、共同住宅、その他の住宅、下宿屋寮等、仮小屋、非住家、建築中のもの、空家等に区別して該当のものに○印をつけて下さい

二、建築の時期
昭和二十三年八月一日以前のもの、同二十三年八月二日より同二十四年八月一日までのもの、同二十四年八月二日より同二十五年十一月一日までのもの、同二十五年十一月二日以降の四種に区分されていますからその何れかに○印をつけて下さい。

三、所有の関係及び家賃
持家（敷地は自已所有か又は借地かに区分）借家給与住宅、間借に区別してその何れかに○印をつけて下さい。

四、住宅の延坪数と畳数
二階建の場合は二階も含めた延坪数とその総畳数を記入し、借家及び間借等は実際に使用している坪数と総畳数を記入します。この場合の畳数は実際に畳が敷いてなくとも寝室、食堂、書齊、応接室等は畳数に換算して（一畳未満切捨）記入して下さい。

五、居住人員の狀況について
世帯員全部につき世帯主との続柄、男女の別、満年令、一ヶ月分の実収入（税金その他会費等を除いた金額）を記入して下さい。

六、世帯員の勤め先
世帯員全部につきその職業をきいて記入します。

以上のように調査する事項も広い範囲にわたり、申告義務者に対しては、立入つたこともお尋ねし手数を煩わすことになりますが、秘密の保持には万全を期し、御迷惑となるものには絶対に使用することはありませんから安心して事実をありのまま申告し、この調査の目的達成に御協力下さるよう切に御願いする次第です。

なおこの記事は調査のときのよい参考になりますから保存しておいてその時今一度御覧下さい。

11月
1. 2. 3.
4. 5. 6.
小田原競輪

県内を二十四の区域と東京都、その他の県に区分されていますから何れか該当の個所に男女別の人員を記入して下さい。但し当市居住の方で当市内に勤めている方は記入しない下さい。

七、通勤所要時間
通勤所要時間は片道の所要時間としてその人員を男女別にそれぞれ該当欄に記入して下さい。

以下は調査員が申告義務者にきいて記入します。

1. 世帯主又は家族の中で住宅に困つている人があるか否か、ある場合はその理由として立退請求か、家が狭いか、勤務地が遠いか、別居生活か、同居生活か、老廃朽か、宅地がないか、その他をお尋ねして調査票に記入します。

2. 住宅金融公庫を利用して家を建てたい希望があるか否か

3. 公営住宅に入居の希望があるか否か、入居の希望があるときは構造、家賃、部屋数、畳数等の希望をおききして記入します。

4. 居住人員の狀況について
世帯員全部につきその職業をきいて記入します。

以上のように調査する事項も広い範囲にわたり、申告義務者に対しては、立入つたこともお尋ねし手数を煩わすことになりますが、秘密の保持には万全を期し、御迷惑となるものには絶対に使用することはありませんから安心して事実をありのまま申告し、この調査の目的達成に御協力下さるよう切に御願いする次第です。

なおこの記事は調査のときのよい参考になりますから保存しておいてその時今一度御覧下さい。

終局に於て生産力の発展を図ることが目的であるそれ故、消極的に損失を補償するだけでなく、進んで災害を予防、防止し損害を軽くする面からも種々な活動施策を講じている。即ち動力噴霧機を講入して、病虫害防除実践に市と協力態勢をとつているなどはその例である。

このような不可抗力による災害やその他一切の農家の災害を守るために農業共済組合がある。本市にはその事務所が市役所内と桜井農業協同組合内との二ヶ所に設置され、県及び市農産課の指導の下に当市に於ける農業共済の仕事をしている。

この組合は農業災害補償法に基いて設立されたもので、これは地理的気象的条件で非常に災害の多い我が国の農業が、この戦争で山林の濫伐、河川の荒廃から益々悪条件を倍加して災害の頻発を招いたので、その損害を補償するため設けられた互助救済の制度であるが、共済事業は各市町村の農業共済組合、各都道府県の組合聯合会と政府の三者によつて行われるが、このため農家は一定の掛金を共済組合に払い込みこれにより共済関係を成立させるのである。然し米、麦、まゆ、牛馬は国民生活に特に大切なものであるから共済掛金の一部を国で負担している。

こうして全国一軒残らずの農家と共済組合との間に共済関係が成立し、国家が掛金の一部負担をすることによつて一地方に及ぶような大災害に対しても共済金の支払いにこと欠かないのである。

共済事業の対象には①農作物共済（水稲、陸稲、麦が風水干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による一切の災害、病虫害及び鳥獸害を受けた場合）②蚕繭共済（蚕児、桑葉が①同様の気象上の原因による被害及び病虫害で、まゆが違作減收の場合）③家畜共済（死亡廃用共済と疾病傷害共済と生産共済の三種に分れている。）④任意共済（農業家屋が火災、風水害により損害を受けた場合又は地方的農作物、農産物、農機具などが不可抗力の災害により損害を蒙つた場合）等があり、被害程度に応じ、共済金の支払を受けることができるが、この損害評価には組合の損害評価委員が現地に立会つて一筆ごとに厳正に決定するのである。

そこで共済金はどのくらい災害を受けた農家に支払われるかと言うことであるが、勿論、物価の変動に応じて定められるように特別な考慮が払われているが、この基準は紙面の関係で、はぶくことにして共済組合が共済の目的物を補償する責任期間についてふれると

(一)水稲は田植期から陸稲、麦は発芽期から收獲をするまで。

(二)蚕繭は桑の発芽期から最終の蚕期の收繭をするまで。

(三)家畜は共済掛金を農家が払い込んだ次の日から始まる。

(四)家屋も家畜と同じように次の日から始まる。

以上で大体、農業共済組合の概要についておわかりのことと思うが結論的にいうと忘れた頃にやつてくる災害にそなえて、農業共済組合は、農家に必要欠くことのできない存在である。そして明日の農業生産力確保の礎石である。

衛生　定期種痘の実施

十一月一日から十一月五日まで、各地域にわたつて定期種痘を実施いたします。このことは予防接種法第十条に基いて行うもので、この接種を受けなければならない人は、1昭和二十五年十二月一日から昭和二十六年八月三十一日までに生まれた乳児（第一期種痘）
2来春、小学校に入学する児童（第二期種痘）
3来春、小学校を卒業する学童（第三期種痘）
ですが、その中でも受けなくてもよい人があります。それは、
①著しく栄養障害に陥つている者
②まん延性の皮膚病にかかつている者で、種痘により障害を来すおそれのある者
③重症患者又は熱性病患者
であつて、医師の診断書を当日、係員に提出し猶予証の交付を受けて下さい。
なお、実施区域、会場、日時その他、詳細については市掲示をごらん下さい。

戸籍　分籍の場合

戸籍が家の観念で取り扱われた時代では戸主をもととしてその家族が単位となつて、一戸毎に戸籍が編製されていたので家族が戸主の同意により別に家をおこし、戸主になるとそれを分家といつた。然し新民法の実施に伴い戸籍は一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製される。又配偶者のないものが新らしく戸籍を編製するときもその者とこれと氏を同じくする子ごとに編製される。このように戸籍に家の観念が全くなくなつて分家制度は廃止となつた一方、新民法では成年に達した者は分籍ということが認められている。これは戸籍の筆頭者若しくはその配偶者以外の者で成年に達すると何人の同意を得る要もなく、任意に従来の戸籍から分離することができるのである。この手続は次の通りである。

それは分籍届を現本籍地住所地、分籍地の市区町村役場の中何れか便利なところへ届出るのである。分籍地を現在の本籍地外の市区町村に定める場合は戸籍の謄本を分籍届に添えることを原則（分籍に随伴する者が明瞭な場合は抄本でたります）としているが現在と同一の市区町村に分籍するときは謄抄本を添える必要はない。これにより分籍者について新戸籍が編製される。それには旧法で戸籍上配偶者のある者はその夫婦について新戸籍が編製され、同じ戸籍にある子で成年に達しても配偶者又は子がないときはその新戸籍に入るのである。

冬期農産物品評会のお知らせ

本市は毎年生産者の栽培技術の向上と優良品種の普及を図ため、農産物品評会を開催しておりますが、本年も次の要領によつて冬期農産物品評会を開催いたします。市では農家の皆さんから数多い優秀生産物の出品を期待しておりますから奮つて御参加下さい。

実施要領
一、開催期日　自十二月四日至十二月七日
第一日搬入、陳列、第二日審査、第三日一般公開（販売予約）第四日一般公開（仝上）
二、会場　小田原市中央公民館
三、出品物の種類及び数量
1.穀類及び豆類五合（但し落花生は莢実一升）
2.いも類甘しよ馬令しよ七個、里芋十個（親芋五個）
3.蔬菜類（荷造りは市場規格に準ずる）
小蕪、白菜、菜類、南瓜甘監等三把（三個）午蒡人蔘、玉葱七本
4.果実類
柑橘、無花果七個、梨、柿五個、栗三〇〇匁其の他右規格に準ずる。
5.花卉類
切花大三本　小五本、鉢物一個、球根類大五個小十個、その他右規格に準ずる。
6.苗木三本
7.卵三個
8.藁工品、加工品等
詳細については農産課へ御問合せ願います。

国際小麦協定とはどんなことか

本年六月十四日、ロンドンの国際小麦理事会の会議で日本の国際小麦協定への加入が承認されました。この協定は一九四九年三月に成立したのですが、どうしてこの協定が出来たかというと、一九二九年（昭和四年）秋の暴落にはじまる大恐慌は、我国は勿論のこと世界中に及び、一九三〇年代前半には深刻な不況がつづきました。そこで諸国は過剰生産物を海外へダンピング（投売）しようとつとめ、これに対抗して輸入国は関税率を高めたり割当制や許可制をとつて輸入制限を行いました。それがため国際貿易は著しく萎縮したので農産物中最も重要な貿易品である小麦の国際取引量も激減しストックがだん〳〵ふえ価格は恐慌前の半値以下に暴落しました。これは輸出国の農業所得を低下させたばかりでなく輸入国の農業も安い小麦の脅威にさらされましたかゝる状態を解決する為に一九三三年最初の国際小麦協定が生まれたのですこの協定の目的は生産の調整と輸出の割当によつて過剰ストックをなくし小麦価格の上昇をはかろうとする点にありました。そしてこの事業は世界各国から感謝されつつ活動していましたが第二次大戦により立ち消えとなつてしまいました。其の後一九四九年一月からFAO（国際連合食糧農業機関）の提唱によつてワシントンで第三回国際小麦協定が開かれ、三月に協定の調印をすることになつたものです。

この協定の目的は世界情勢の推移に伴つて公正な安定した価格で輸入国に小麦の市場を確保することとであり、それによつて重壓的過剰や破局的不足が生産者や消費者に与える深刻な打撃を克服しようとするものであります。

協定の有効期間は一九四九年八月一日から四ヶ年で、参加国は輸出国四国（米、加、濠、仏）輸入国四十二ヶ国（日本を含む）となつております。日本は加入によつて今年八月一日から二ヶ年間にわたつて毎年五〇万トンづつの小麦を協定価格で買入れる保証を与えられたわけで、これは日本が国際社会復帰の点からみて望ましいばかりでなく、小麦輸入量の三分の一近くを今までよりも非常に安く買入れることが出来、従つて多額の外貨を節約し得る点から見ても重要なことであります。最近の小麦輸入価格はトン当り一〇四ドル～一〇五ドル見当ですが、協定価ですと八二ドル前後と推定され、従つて一、〇〇〇万ドル余の外貨の節約が出来、輸入補給金が約三五億円節減出来ることになりますので、この節減の分は何かの形において直接間接私達の利益になる訳であります。

小田原市福祉事務所の開設

今度社会福祉事業法に基いて小田原市福祉事務所が開設されました。この事務所の所長と次長はそれ〳〵民生部長と厚生課長の兼務で、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の施行に関する現業事務を行い、不幸にして市民の中、これに当面する問題があれば、解決しようとする役割をもつています。

その事務的機構として庶務係と保護係の二係に分れ指導監督員、面接員、児童並びに身体障害者福祉事務担当員、地区担当員が保護係に属し、専門的な知識と技術をもつて科学的、能率的にこれら三法の社会福祉事務を分担しています。これに伴つて厚生課はこの事務所で所管する以外の事務を取扱うことになりました

議会　十月市議会定例会

小田原市議会定例会は十月八日午後一時十七分開会し、会期を一日と定め同意し、午後二時三十七分閉会した。

議案
一、昭和二十六年度小田原水道事業費歳入歳出追加予算（第四回）
一、小田原市水道使用条例の一部を改正する条例
一、小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例
※固定資産評価審査委員会の委員（三名）
小田原市幸三ノ五〇五　江島　平八
小田原市緑一ノ八〇　津山　義嗣
小田原栢山一一二九　岡部佐四郎
一、小田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
一、小田原市福祉事務所設置条例
一、特別職の職員給与条例の一部を改正する条例

固定資産評價審査委員會條例について

地方税法において固定資産税の課税標準である固定資産の価格等を記載した固定資産課税台帳に登録された事項（土地台帳家屋台帳に登録された事項を除く）に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが定められ、且つこの固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、原則として条例で定めることになつております。そして納税者がその所有する固定資産について、固定資産課税台帳に登録された事項に不服がある場合は一定期間内に固定資産評価審査委員会に審査の請求をすることができることになつております。

本条例は、右に基きまして、小田原市固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めたものであります。

その内容は、審査請求書の記載事項及び審査請求書には必要な資料を添付すること

固定資産評価審査委員会の審査手続は、書面審理又は口頭審理の二方法で証人の喚問及び書証の提出、調書の作成及びその記載事項、審査の秩序維持の規定等が含まれ、審査の決定をする場合においては決定書を作成すること、そしてこの決定書は請求者及び市長に対して各々送付することなどが定められております。

廣報委員会版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

各地で市民の声を聴く

多古地区
緑地区　報告

市広報委員会は九月十七日以降、十月十五日までの間に多古、緑、山王、早川と四地区に「市民の集い」を開催した。地区市民はこの機会に市政に対する日頃考えていた意見希望の開陳をし市当局と膝をまじえての会談でいずれも意義深い一夜を過した。

九月十七日、多古公会堂にて開催の「市民の集い」には出席者約六十名を数え八時三十分より十時三十分まで次の四つの話題を取りあげて終始熱心に懇談した。
①国民健康保険
②道路整備
③教育問題
④市政一般

（イ）国民健康保険は四月一日発足以来、未だ啓発宜伝の時期であるので特にいずれの地区の場合でも取り上げられる問題であるが、問題の焦点は限られている如くみえる。即ち「市民病院建設の意図ありや」「国保の診療は不親切だ」「受診証を医者はその都度、患者に渡してくれ」などであるが

（ロ）道路整備は道はばの割合に自動車の往来の烈しいこの地域の切実な問題として取り上げられた市道関係は市の立場から一応の回答をしたが問題の中心は県道関係でこれは県土木に属するもので、市側の出席者もこれに対しては県の方によく連絡をとり、なお一層努力するよう善処を約した。そこで問題は道路の問題から建設全般に及び、内多古にまで水道を拡張して欲しいということ、その他下水の蓋、排水の問題で話はいつか大橋の改修にまで及んだ。

（ハ）教育の問題は中小学生徒の登校途中にある大雄山鉄道の踏切ベルの問題その他二三の問題があつたが、この踏切のベルは会社の事情もあり、仲々地区市民の意志に添えないが児童愛護の見地から文教委員に図り善処したいと回答した。

（ニ）市政一般では足柄消防署のポンプ二台が使えるように人員の配置をし且つ署長というが如き責任者をおいて貰いたということであつたが、市側からこの点は目下研究していると回答。

九月二十日　駅前日本無尽小田原支店二階にて開催の「市民の集い」は、開催時間迫る頃車軸を流す雨に一時は心配したが予定時間七時には開会しいつか雨もやみ参集者百名を数える盛況であつた当夜の話題は
①衛　生
②国民健康保険
③土木（道路と下水道）と水道
④観　光（駅前）
⑤市　税
⑥学区整備（裏町）
で十時四十分終了した。

（イ）衛生について先づ問題は排泄物の処理、特に便所のくみとりをなんとかできぬものか。

（ロ）塵埃処理手数料は強制的に徴収されるが住居の条件上から払うのが躊躇される向がある。これを衛生費ということにしたらどうか。

（ハ）D・D・Tをまいてくれる。これは大変よい。しかし殺虫と殺菌とは根本的に違う。消毒は殺菌を目的としている。殺菌にD・D・Tをつかつても効果はないから、殺菌は殺菌、殺虫は殺虫と判然と分けてやらないと効果はない。

（ニ）国民健康保険は市民は誰でも移動証明をもつていつたら入るのか。国保は市民の強制加入であり、医者は任意契約とはどういう訳か。

（ホ）土木と水道は特に土木関係で、雨水期の警察附近、ドブ川である蛇川の悪臭、その川と列んだデコボコ道は交通の障害で、その改修の声と、完成未了の裏町木戸病院から駅に通ずる道路、急勾配の駅裏道路、これ又未了の富士土建裏から軌道を横ぎつて駅前広場に通ずる道路のそれぞれについて、市民の声は早く改修してほしいがそのままである、或いは又、死んだ道路になつているから何とか活用の方策を立ててほしいということであつたので、これに対し市側の回答はそのよつてくる禍根についてこれを除去し、よい道路にしたいということであつた。

（ヘ）観光々々とよく言われるが市の観光施策を伺いたいと交通網の発達が必ずしも市にプラスになつていないと発達した当時の歴史を語り駅前整備計画は先づ駅前広場の不浪者の一掃を早急にすること、古蹟名所にとらわれず客を呼ぶに足る観光の諸施設を整備すべきだと進言。

（ト）固定資産税の評価について評価委員は重大な責任があるから市民と理事者が一体となつて、人口と住宅の相関事情を考えて公正な評価委員会をつくつて下さいと要望。

（チ）市民税は所得がもと寡婦もその名前だけでなしに実際困つている人ならいいが、均等割ぐらい負担するのは義務である

（リ）新制中学校の整備するまで学区制の問題を待つたが、学校は一応完成をみた。一中には上郡、湯河原などから、又市内の他の学区からも入つている。学校にきいてみるとその数およそ百人だという。二中の方へ行つている当地域の生徒を一中の方へ一日も早くやつて貰いたい。

（ヌ）当地区は四地域に分れているが、小学校は道のりからゆけば大してちがわないが二丁目は城内三丁目は新玉という風に分れると仲間の児童もちがい青年会、婦人会に至るまでちがつてくる。これを何んとか整理できぬものか。

（ル）給食の問題について市はどう考えているか。以上六項目にわたる種々な問題について市側からその都度回答がありオヴザアバーとして出席した地元選出議員よりもこれに補足的な回答をした。

山王地区、早川地区は次号でお知らせします